

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第24号

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p><u>瀬戸蔵ミュージアム</u>の設置及び管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき<u>瀬戸蔵ミュージアム</u>（以下「<u>ミュージアム</u>」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方文化の発展に寄与するため、<u>ミュージアム</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>ミュージアム</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p><u>瀬戸市歴史民俗資料館</u>の設置及び管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき<u>瀬戸市歴史民俗資料館</u>（以下「<u>資料館</u>」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地方文化の発展に寄与するため、<u>資料館</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>資料館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	
名称	位置	名称	位置
<u>瀬戸蔵ミュージアム</u>	<u>瀬戸市蔵所町1番地の1</u>	<u>瀬戸市歴史民俗資料館</u>	<u>瀬戸市東松山町1番地</u>
<u>瀬戸市歴史民俗資料館</u>	<u>瀬戸市東松山町1番地</u>	<u>瀬戸蔵ミュージアム</u>	<u>瀬戸市蔵所町1番地の1</u>

<p>(事業)</p>	<p><u>第4条 削除</u></p> <p>(事業)</p>
<p><u>第4条</u> <u>ミュージアム</u>は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(開館時間)</p>	<p><u>第5条</u> <u>資料館</u>は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(開館時間)</p>
<p><u>第5条</u> <u>ミュージアム</u>の開館時間は、午前9時から<u>午後6時</u>までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p>	<p><u>第5条の2</u> <u>資料館</u>の開館時間は、午前9時から<u>午後5時</u>までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p>
<p><u>第6条</u> <u>ミュージアム</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(入館料)</p>	<p><u>第5条の3</u> <u>資料館</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(入館料)</p>
<p><u>第7条</u> <u>ミュージアム</u>に入館しようとする者は、<u>ミュージアム入館料</u>（以下「入館料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>(行為の禁止)</p>	<p><u>第6条</u> <u>資料館</u>に入館しようとする者は、<u>資料館入館料</u>（以下「入館料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>(行為の禁止)</p>
<p><u>第8条</u> 入館者は、<u>ミュージアム</u>内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(入館者の義務)</p>	<p><u>第7条</u> 入館者は、<u>資料館</u>内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(入館者の義務)</p>
<p><u>第9条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(入館の制限)</p>	<p><u>第8条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(入館の制限)</p>
<p><u>第10条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(損害の賠償)</p>	<p><u>第9条</u> &lt;省略&gt;</p> <p><u>第10条 削除</u></p> <p>(損害の賠償)</p>
<p><u>第11条</u> 入館者は、故意又は過失により<u>ミュージアム</u>の施設、備品、郷土資料等を損傷し、又</p>	<p><u>第11条</u> 入館者は、故意又は過失により<u>資料館</u>の施設、備品、郷土資料等を損傷し、又は滅失</p>

は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとするときは、この限りでない。

(施設の管理)

第12条 市長は、ミュージアムの管理を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 <省略>

- (1) ミュージアムの施設運営に関する業務
- (2) ミュージアムの施設及び附属設備並びに備品の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理に関し市長が必要と認める業務

したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとするときは、この限りでない。

(施設の管理)

第12条 市長は、資料館の管理を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 <省略>

- (1) 資料館の施設運営に関する業務
- (2) 資料館の施設及び附属設備並びに備品の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の管理に関し市長が必要と認める業務

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。